

令和六年度 ハッピー燕児童クラブ 利用案内

ハッピー燕児童クラブをご利用いただくにあたり、注意事項、提出書類のご案内を記載しております。必ずお読みいただき、入所説明会の際には持参していただきますようお願い申し上げます。

目次

1. 令和 年度放課後児童クラブ入所のご案内・・・・・・・・・・ P1
2. 放課後児童クラブ利用にあたって・・・・・・・・・・ P2
3. 放課後児童クラブの生活について・・・・・・・・・・ P3
4. 災害等緊急時の対応について・・・・・・・・・・ P5
5. 提出書類について・・・・・・・・・・ P8
 - ・口座振替依頼書兼変更届出書
 - ・緊急引渡しカード

◆令和六年度ハッピー燕児童クラブ入所説明会のご案内◆

①入所説明会に参加対象の方

初めて児童クラブを利用する児童と保護者

※入所説明会に参加いただけない方は、児童クラブの利用が開始できない場合があります。

②開催日時

児童クラブ支援員又は事務局からの連絡があります。

※入所開始日までに終了してください。

③持ち物

令和四年度ハッピー燕児童クラブ利用案内、筆記用具、

利用料口座振替口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード等、銀行届出印鑑）

④欠席する場合

やむを得ず欠席される場合は、必ず利用する児童クラブにご連絡を下さい。

別途説明の機会を設けます。

◆放課後児童クラブ利用にあたって

《入所の基準：児童クラブの利用ができる方》

- (1) 燕西小学校に就学している1年生から6年生の児童。学校のお迎えを行います。
- (2) 保護者が就労しているご家庭。

児童クラブの開所時間、利用料について

1 開所日等《保護者の仕事がお休みの日は、要相談。》

開所日	開所時間	延長時間
授業のある日	午後1時半から午後6時半まで	午後6時半から午後7時半
長期休業期間・学校振替休日	午前8時から午後6時半まで	

*開所時間は下校時間等により変更になる場合があります。

2 閉所日 (1)土曜日、日曜日 (2)盆休み(8月中旬3日間)、年末年始(12/29から1/3まで)

3 利用料等

(1) 基本利用料 小学校までのお迎え、おやつ、保険料含む

利用期間	利用料
午後1時半から午後6時半 (月曜日から金曜日)	月額 9,000円

(2) 追加利用料 *昼食が必要な日はお弁当持参になります

延長 午後6時半から午後7時半 ※延長をご希望されても時間内でのお迎えは何時でも可能です。	月額 +2,000円
8月(夏休み) 冬休み 春休み	
祝日・振替休日(GW別途)	

*15日以前に退所、16日以後に入所した場合の利用料は半額(注)になります。

*利用者の都合でその月の全日数を欠席した場合でも、1か月分の利用料がかかります。

(注)：入所月、退所月以外で利用料の半額対応は出来ません。

(2) 利用料の納付

- ・利用料は**口座振替での納入**です。口座振替の手続きをお願いします。
- ・口座振替日は利用翌月の3日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。
- ・利用料の**未納が納付期限から1か月以上続いた場合、退所**となります。

◆児童クラブでの生活について

ハッピー燕児童クラブは…

保護者が就労等で昼間家庭にいない子どもに、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を支援するところです。

ご利用にあたっては、日ごろから子どもに「なぜ、児童クラブに行くのか？」を伝えていただき、子ども自身が異年齢の集団生活の中で主体的にすごせるよう、保護者の方にもご理解ご協力をお願いいたします。

1 準備する物（持ち物には必ず記名をしてください。）

- (1) 着替えの入った袋（季節の変わり目ごとに点検してください）
 - (2) 防災頭巾（児童名・保護者名・住所・電話番号を記入してください）
- * (1) (2)は児童クラブに備え置きます。

2 来所及び帰宅

- (1) 下校後、そのまま児童クラブへ来所となります。（専属ドライバーがお迎えに行きます。）
- (2) 帰宅方法は**原則お迎えです**。閉所時刻午後6時15分（延長利用者：午後7時15分）を目安に迎えに来てください。なお、閉所時刻までの迎えが困難な場合は、ファミリーサポートセンターを利用する、ひとりで帰宅するなど、各家庭で決定してください。ひとりで帰宅する場合は、明るいうちに家に着くよう配慮しますが、下校中の小学生が被害に遭う事件も発生しておりますので、なるべくお迎えをお願いします。
- (3) 帰宅時刻や方法、迎えの方に変更がある場合は、必ず**保護者が児童クラブへ連絡**してください。
- (4) 塾や習い事に児童クラブから行くことができますが、その行程は保護者の責任となります。**基本的にはそのまま帰宅となります**。長期休業期間中、塾や習い事が午前中の場合は、その終了後の来所となります。
- (5) 自転車での来所、帰宅はできません。

3 欠席の取扱い

- (1) 欠席する場合は、必ず保護者が児童クラブへ連絡してください。（学校を休んだ場合も連絡をしてください。）
- (2) **不定休やシフト制勤務の方は利用予定（勤務日）の確認のため、在籍している児童クラブへ勤務予定表を提出してください。**
- (3) 病気の場合は、全快するまで休ませてください。学級閉鎖となったクラスの児童は、児童クラブも休みとなります。
- (4) 児童の病気等止むを得ない場合を除き、**連続して1か月間、利用日数が月8日以下の場合は退所**となります。

4 利用中の病気やけが

- (1) クラブ利用中に具合が悪くなった場合は緊急連絡先に連絡しますので、迎えをお願いします。
- (2) クラブ利用中の万一の事故・負傷に備え、通院、入院、死亡・後遺障害について傷害保険に加入します。

- ・加入する保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険会社
- ・保険の種類 留守家庭児童団体傷害保険
- ・補償の内容 通院日額 1,000円、入院日額 1,500円、死亡・後遺障害 1,000,000円
- ・保護者負担金 月々の利用料に含む

※クラブ利用中（来所、帰宅を含む）の負傷等で病院を受診する際は、こども医療の受給が可能です

す。受診時はこども医療受給者証を提示してください。

5 ハッピー燕童クラブでの注意事項

- (1) 宿題等への取り組みは各家庭、本人の自主性に任せます。ご家庭で話し合ってください。
- (2) おやつを持ち帰りはできません。(欠席の場合やおやつ時間前に帰宅の場合も同様です。)
- (3) 器物損壊した場合は、保護者に費用等の負担をしていただきます。
- (4) 他者に対する暴力行為がある場合、集団生活のルールを守らない場合、改善が見られないときは、退所を含めた指導に応じていただくことがあります。
- (5) アレルギーをお持ちの方のおやつ提供については、学校に順ずる対応をしています。必ず支援員と個別の面談をし、おやつ提供の有無を確認してください。

6 申請内容に変更が生じた場合等の手続き

変更内容により必要書類や提出期限が異なります。

(1) 「ハッピー燕児童クラブ利用申請書」に記載した内容に変更があった場合

「変更承認申請書」を提出してください。

(2) 利用形態や利用期間の変更をする場合

「変更承認申請書」を提出してください。利用形態を追加する場合、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

* 提出期限については、「(3)利用をやめる(退所する)場合」をご覧ください。

(3) 利用をやめる(退所する)場合

「利用中止届」を提出してください。利用がない場合でも「利用中止届」の提出がないと利用料が発生します。

利用変更日または退所日	提出期限
1日から15日まで	前月15日まで

* 期日をさかのぼって申請をすることは出来ません。提出期日を守ってください。

(4) 就労証明書の内容(勤務先・勤務時間等)に変更、雇用期間が終了した場合

「就労証明書」をすみやかに再提出してください。提出されない場合は、就労状況の確認ができませんので退所となります。また、提出した場合であっても、就労日数や就労時間が入所の基準を満たしていない場合は退所となる場合があります。

(5) 仕事を辞めた場合

退職日をもって退所となります。「利用中止届」を提出してください。ただし、退職日までに退職後2週間以内に再就職することがわかる「就労予定証明書」の提出があった場合は、継続利用できます。

7 その他

- (1) 不安なこと、心配なことは、支援員に遠慮なく相談してください。家庭と児童クラブ、行政が一体となり、子どもにとってよりよい方向を見つけていきたいと思えます。ご理解、ご協力をお願いします。
- (3) 児童クラブの運営や支援員のことに対するご意見やご要望は、児童クラブへ直接伝えることはご遠慮ください。

◆災害等緊急時の対応について◆

(1) 台風等による暴風警報等発表時及び解除時等の対応基準（「避難情報」の発令時及び解除時の対応を含む）

区分	状況		児童クラブ
来所前	授業のある日	学校に登校した場合	○ 開所
		学校が休校の場合	× 閉所
		学校に登校後、暴風警報が発表され、状況に応じて下校の場合	○下校時刻に合わせて開所 ※状況により早いお迎えを依頼
	1日開所時 〔長期休業期間 学校振替休日 土曜日〕	午前6時30分時点で、暴風警報が継続中	自宅待機
		午前10時前までに暴風警報が解除された場合	○ 開所 ※開所時間の連絡あり
		午前10時前までに暴風警報が解除されない場合	× 閉所
来所後	授業のある日 1日開所時	暴風警報発表	クラブ残留 ※状況により早いお迎えを依頼

※「気象等に関する特別警報」

区分	状況		児童クラブ
来所前	授業のある日	学校に登校した場合	○ 開所
		学校が休校の場合	× 閉所
		登校後、警報が解除となり、学校が安全確認後、下校の場合	○ 開所 ※状況により早いお迎えを依頼
	1日開所時 〔長期休業期間 学校振替休日 土曜日〕	午前6時30分時点で、特別警報が継続中	自宅待機
		午前10時前までに特別警報解除された場合	× 閉所
		午前10時前までに特別警報解除されない場合	× 閉所
来所後	授業のある日	特別警報発表	クラブ残留
	1日開所時	特別警報解除	安全が確認された後 保護者引渡し

- 「避難情報」は、台風、河川氾濫等の危険や土砂災害警戒のため、状況に応じて「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示」が地区ごとに発令されます。よって、発令されていない地区の学校の対応は平常時と変わりません。
- 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表されます。
- 天候の回復や悪化が明らかな時は、臨時に開閉所する場合があります。

(2)南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時及び大規模地震（震度5弱以上）発生時、その後の対応基準

区分	状 況		学 校	児童クラブ	
来 所 前	授業のある日	登校前	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合	通常通り	○ 開 所
			南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	自宅待機 ※必要に応じて休校措置	× 閉 所
			震度5弱以上の地震発生	避難行動	
	授業のある日	登校中	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合	通常通り	○ 開 所
			南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	①避難行動（学校、自宅、避難場所） ②その後の対応（学校に避難した場合） 保護者引渡し	× 閉 所
			震度5弱以上の地震発生	①避難行動（学校、避難場所） ②その後の対応（学校に避難した場合） 安全が確認された後、保護者引渡し	
	授業のある日	在校中	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合	通常通り	○ 開 所
			南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	①学校待機 ②その後の対応 保護者引渡し	× 閉 所
			震度5弱以上の地震発生	①避難行動 ②学校待機 ③その後の対応 安全が確認された後、保護者引渡し	
	授業のある日 （長期休業期間 学校振替休日 土曜日）	1日開所時	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合	—	○ 開 所
			南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	—	× 閉 所
			震度5弱以上の地震発生	—	
来 所 後	授業のある日 1日開所時	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合	—	通常どおり	
		南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	—	①クラブ待機 ②その後の対応 保護者引渡し	
		震度5弱以上の地震発生	—	①避難行動 ②クラブ待機 ③その後の対応 安全が確認された後保護者引渡し	

(3) 大津波警報・津波警報、津波注意報発表時及び解除時等の対応基準

区分	警報発表状況		学校	児童クラブ		
来 所 前	授業のある日	登校前	発表	避難行動又は自宅待機	学校へ登校となった場合は開所	
			解除	午前10時前	登校	○ 開所
		午前10時以後		休校	× 閉所	
		登校中	発表	避難行動	○ 学校が通常通りの対応をする場合は開所	
			解除	午前10時前	通常通り	× 学校が保護者引渡しをする場合は閉所
				午前10時以後	休校	× 閉所
	在校中	発表	学校待機又は避難行動	○ 学校が通常通りの対応をする場合は開所		
		解除	通常通り 被害状況により保護者引渡し	× 学校が保護者引渡しをする場合は閉所		
	1日開所時 長期休業期間 学校振替休日 土曜日	発表: 午前6時30分時点		—	× 閉所	
		解除	午前10時前	—	× 閉所 ※教育委員会が安全と判断した場合は開所	
午前10時以降			—	× 閉所		
来 所 後	授業のある日	発表	—	クラブ待機(学校で開設しているクラブのみ)又は避難施設へ移動		
	1日開所時	解除	—	クラブ又は避難施設で保護者引渡し		

※津波注意報については、津波の発生が遠地近地にかかわらず、津波(一波・二波)が到着しても被害が生じる高さではないと学校が判断した場合、登校前、登校中、在校中、下校中、全て通常通りの対応となるため、放課後児童クラブにおいても、学校に準じた対応とする。

※注意報から警報に変更された場合には速やかに警報の対応をとる。

(4) 弾道ミサイル等発射にかかるJアラート(全国瞬時警報システム)が静岡県内に発令された場合の対応

弾道ミサイル等が発射され、通過または落下後に**燕市に影響がなかった場合**、児童クラブは開所します。

燕市に影響があった場合、保護者へはメール等を通して対応について連絡します。連絡があるまでは身の安全を最優先に避難行動を継続してください。

◆ 提出書類について

《口座振替依頼書兼変更届出書》

放課後児童クラブの利用料は口座振替による納入をお願いします。

①手続きが必要な方

初めて児童クラブを利用される方

②提出先

支援員へ提出してください。

口座振替届出用紙の記入方法、提出期限に関しては、別途お知らせいたします。

口座振替取扱金融機関

都市銀行	全て可能
地方銀行	大正銀行を除き可能
信託銀行	三井住友信託銀行のみ取扱可能
ゆうちょ銀行	可能
労働金庫	全て可能
信用金庫	コザ信用金庫を除き可能
農業協同組合	全ての農協・県信連で可能

※お取扱いできない金融機関※

長期信用銀行(あおぞら銀行)・外国銀行・農林中央金庫・漁業共同組合

その他(イオン銀行、シティバンク銀行、じぶん銀行、ジャパンネット銀行、新生銀行、住信 SBI ネット銀行・セブン銀行、ソニー銀行・大和ネクスト銀行・日本銀行・日本振興銀行・楽天銀行)

【第四銀行・北越銀行合併について】

銀行の合併により、合併先の銀行・支店に同じ口座番号がある場合、口座番号が変更になる場合があります。今後、引落口座の登録支店・口座が変更になる場合は支援員へお伝えください。口座振替用紙の再提出不要)

③提出期限

各月 8 日までに提出(本社着)された分は翌月から口座振替されます。

※1 提出期限の 8 日が土日祝日の場合、締め切りは前営業日となります。

④口座引落日

クラブ利用月の 3 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

《緊急引渡しカード》

ハッピー燕児童クラブでは、災害等緊急時に備え、緊急引渡しカードの提出をお願いしています。

災害等緊急時には緊急引渡しカードの「緊急時に迎えに来る人とその連絡先」にお名前がある方に児童を引き渡すものとし、他の方が迎えに来られた場合でも保護者に連絡が取れない場合は引渡しません。

①提出する方：児童クラブを利用する方全員

②提出先：利用する児童クラブ

③提出期限：児童クラブ利用開始前